

地域薬局連絡会規約

令和7年10月1日制定

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、「大正区地域薬局連絡会」(以下「連絡会」という)と称する。

第2条(目的)

連絡会は、大正区内の薬局が連携し、地域医薬品提供体制の整備・運用に関する情報共有、課題抽出、改善提案を行うことを目的とする。

第3条(位置づけ)

連絡会は、「大正区地域医薬品提供体制協議会」(以下「協議会」)の附属機関として設置され、協議会に対して意見・提案を行うことができる。

第2章 構成

第4条(参加資格)

連絡会は、大正区内に所在するすべての薬局が参加資格を有する。

第5条(代表者)

連絡会に代表者を置き、構成員の互選により選出する。代表者は連絡会を代表し、協議会との連絡調整を行う。

第6条(運営委員)

連絡会に運営委員を置き、代表者を含む5名以内で構成する。運営委員は議題整理、資料作成、会議運営等を担う。任期は1年とし、再任を妨げない。

第3章 運営

第7条(会議)

連絡会は、年1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催する。

第8条(議事)

連絡会の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもって決する。

第9条(協議会への提案)

連絡会は、協議会に対して地域薬局の課題、改善案、体制整備に関する提案を行うことができる。協議会は、提案内容を議事に反映するよう努める。

第4章 費用・情報管理

第10条(費用負担)

連絡会の運営に係る費用は、協議会事務局が算定した実費相当額を基準に、参加薬局間で公平に負担する。

第11条(情報管理)

連絡会で得られた情報は、協議会事務局と連携し、地域薬局機能リストや体制整備資料に反映する。個別薬局の機密情報は適切に保護する。

第5章 規約の改廃

第12条(規約の改廃)

本規約の改廃は、連絡会の議決を経て協議会の承認を得るものとする。